

# 都市計画の案の理由書

## 1 種類・名称

東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第76号線

## 2 理由

幹線街路補助線街路第76号線（以下「補助第76号線」と言う。）、文京区音羽一丁目を起点とし、練馬区関町北四丁目に至る延長約15.2キロメートルの路線である。

補助第76号線のうち、新宿区西落合三丁目、中野区松が丘二丁目、江古田二丁目、に位置する3箇所の交差点については、交差点付近の単路部は既に整備が完了しているが、交差点の隅切りについては一部未整備となっている。

都内の都市計画道路は、長期的視点で都市計画決定されており、社会的経済状況の変化等を踏まえて、適時適切な都市計画の見直しが必要なことから、当該3箇所の交差点の隅切りについて、現在の都道における道路構造の技術的基準に関する条例（平成24年東京都条例第147号）（以下「道路構造条例」という。）等を踏まえて検証を行った。

その結果、道路構造条例等に定める標準隅切り長を満たしていることが確認されたため、現道へ合わせる計画の変更（隅切りの縮小）を行う。

このため、補助第76号線のうち、当該3箇所の交差点における隅切りの一部区域等を変更するとともに、全線で車線の数を2車線及び4車線に決定する。